

■規制対象建設作業について

○騒音特定建設作業【工事開始日を含まない7日前までに市へ届出が必要です。※】

1	くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）
2	びよう打機を使用する作業
3	さく岩機※を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点の最大距離が50mを超えない作業に限る。）
4	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）
5	コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.5m ³ 以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）
6	バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kW以上のものに限る。）を使用する作業
7	トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kW以上のものに限る。）を使用する作業
8	ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kW以上のものに限る。）を使用する作業

※「工事開始日を含まない7日前まで」について

例えば11月30日が作業開始日であるとすれば、作業開始日を含まない7日前である11月22日（土日祝日の場合、その前の平日）までに届出が必要です。

○騒音指定建設作業

【工事開始日を含まない7日前までに市へ届出が必要です。】

県条例に係る騒音指定建設作業は、下記の地域で騒音特定建設作業に該当する作業を行う際に届出が必要となります。

工業専用地域、調整区域、都市計画区域以外の地域（市内において騒音規制法で規制されていない地域全て）のうち、学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の周囲80m以内の地域

○振動特定建設作業【工事開始日を含まない7日前までに市へ届出が必要です。】

①	くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業
②	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
③	舗装版破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）
④	ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）

参考：特定建設作業の種類

特定建設作業		騒音	振動	備考	
くい打機 ・ くい抜機 ・ くい打くい抜機	既成くい	ディーゼルパイルハンマ	○	○	
		ドロップハンマ	○	○	
		もんげん(人力)	—	—	
		油圧ハンマ	○	○	
		エアハンマ	○	○	
		バイプロハンマ	○	○	
		油圧圧入、ワイヤ圧入	※	—	※くい打機及びくい抜機は届出対象圧入式 くい打くい抜機(サイレントパイラ等)は対象外
	場所打くい	プレボーリング工法 (アースオーガ+直打工法)	—	○	
		プレボーリング工法 (アースオーガ+根固め)	—	—	
		中堀工法 (アースオーガ+直打工法)	—	○	
オールケーシング工法 (ベト工法)		—	—		
場所打くい	アースドリル工法	—	—		
	リバースサーキュレーション工法	—	—		
	地中連続壁工法	—	—		
		—	—		
びょう打機	リベットハンマ	○	—	びょう打機以外(インパクトレンチ、電動レンチ、 油圧レンチ等)は対象外	
さく岩機	さくく 岩孔 機を 主と する	ハンドハンマ(ジャックハンマ、シンカ)	○	—	1日 50m 以上移動する作業を除く
		レッグドリル(レッグハンマ)	○	—	
		ストーパ	○	—	
		ドリフタ	○	—	
	ブレーカー	ジャイアントブレーカー	○	○	1日 50m 以上移動する作業を除くコンクリートカッター、コンクリート圧碎機(ニブラ等)は対象外
		油圧ブレーカー	○	○	
		クローラドリル	○	○	
		ハンドブレーカー	○	—	
		電動ピック	○	—	
空気圧縮機(定格出力 15kw 以上)		○	—	電動式のもの、または、さく岩機の動力として使用するものは除く	
コンクリートプラント(0.45 m ³ 以上)		○	—	モルタル製造用プラントを除く	
アスファルトプラント(200kg 以上)		○	—		
鋼球		—	○		
舗装版破碎機		—	○	1日 50m 以上移動する作業を除く	
バックホウ(定格出力 80kw 以上)		○	—	低騒音、超低騒音型機械として国土交通省告示で指定されたものを除く	
トラクターショベル(定格出力 70kw 以上)		○	—		
ブルドーザー(定格出力 40kw 以上)		○	—		